吐山スズラン群落天然記念物獣害対策業務　仕様書

件　　名：吐山スズラン群落天然記念物獣害対策業務
業務期間：契約締結日～令和9年3月12日
業務場所：奈良市都祁吐山町　地内（別図参照）

業務概要

吐山スズラン群落は、自生するスズランの日本における南限地として貴重であるとして、昭和5年に国の天然記念物に指定された。群落は人家に近く、地域の人々との関わりのなかで保護されてきたが、近年、スズランの株数、開花数等が減少傾向にあるため、令和7～9年度の計画で各種の調査を実施中で、これまでの調査により、シカ等の動物が群落内に立ち入っていることが判明した。

シカ等による踏み荒らしや食害などを防ぐため、総合的な獣害対策事業として防鹿柵を設置する。

業務内容の詳細

①業務実施計画書の作成

受注者は、業務開始時に、業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

②与条件の把握

天然記念物吐山スズラン群落については、令和 7～9 年度の計画により、国庫補助金と県費補助金の交付を受けて「吐山スズラン群落天然記念物再生事業」を実施しており、現地において各種の調査を実施するとともに、これまで計 5 回の緊急調査検討会議（以下「検討会議」）を開催している。本業務である、獣害対策事業としての防鹿柵の設置も吐山スズラン群落天然記念物再生事業の一部として行うものである。よって、本業務の実施にあたっては、計 5 回の検討会議の資料と議事録の内容を事前に、十分に把握すること。（検討会議の資料と議事録は奈良市教育委員会文化財課で閲覧することができる。）

③現地協議による吐山スズラン群落に関する総括的な状況把握

吐山スズラン群落は人家に近く、地域の人々との関わりのなかで保護されてきた経緯があり、現在でも地元団体により保存管理が行われている。さらに、群落に隣接する里道は林業関係者が日常的に利用していることから、防鹿柵の設置は、地元団体による保存管理と林業関係者による里道利用にも大きく影響する。

よって、受注者は業務開始後、直ちに奈良市教育委員会文化財課及びその他関係団体等と現地協議を行い、吐山スズラン群落の現状（生育状況等）、群落保存管理の内容・規模・実施時期及びスズラン開花期の来訪者状況等、吐山スズラン群落に関する総括的な状況把握を行ったうえで防鹿柵の設置にあたること。（関係団体等の詳細については、契約締結後に発注者が提示する。）

④現場地形条件等の把握

吐山スズラン群落は、急な傾斜地に所在するとともに、里道に隣接しているため、特に地形上の条件等を十分に注意して把握すること。

⑤防鹿柵仕様の検討と承認

防鹿柵の基本的な仕様は次のとおり。

○延長 … 扉を含む防鹿柵の延長は約150mとする。

○支柱 … 支柱はスズランの分布範囲に極めて近接して立てることになるため、支柱基礎は設置せずに、地面に支柱を突き立てるものとする。

○網 … 支柱に取り付ける網は金属製とする。

○高さ … 金属製網の高さは 1.8m以上とし、特に奥側（南側・傾斜地側）は高さ 2.0m以上としてシカの飛び越えを防止するものとする。

○スカートネット … 金属製のスカートネットを設置するものとする。一部のスカートネットの設置位置が里道と重なるため、地面の起伏に十分なじませて設置すること。

○扉 … 見学者用の片開き式扉（外部から手前に引いて開き、バネ等で自動で閉まる）を1ヶ所設けるとともに、落葉の掻き出し等管理用の扉（金属網を用いて現場施工的に設置）を2ヶ所設けるものとする。

○控え柱・アンカー他 … 設置について発注者と詳細を協議するものとする。

○色彩 … 支柱、網他の材料は景観に配慮し、暗色系のものとする。

上記「**②与条件の把握**」から「**④現場地形条件等の把握**」をふまえ、適切な防鹿柵とすべく、詳細な検討により実際の仕様案を作成し、その案に対する発注者の承諾を、設置作業着手前に得ておくこと。

⑥材料の調達と防鹿柵の設置

上記「**⑤防鹿柵仕様の検討と承認**」による仕様に基づき、材料を調達のうえ防鹿柵を設置すること。設置作業着手後に仕様の一部を変更する必要が生じた場合は、受注者はそのつど発注者に報告し、協議を行うこと。

⑦実績報告書の作成

防鹿柵の仕様を示す資料、設置位置を示す図面及び写真等からなる、防鹿柵設置の経過を示す実績報告書を作成すること。

⑧検討会議用資料の作成と同会議への出席

上記**「②与条件の把握」**にあるとおり、この防鹿柵の設置は吐山スズラン群落天然記念物再生事業の一部として行うものであり、令和8年度末に今年度3回目の検討会議の開催を予定している。よって、防鹿柵設置の経過を内容とする会議用資料を作成したうえでこの会議に出席し、発注者による会議報告の補足に備えること。

⑨発注者その他との協議と協議記録の作成

受注者は必要に応じて発注者その他と協議を行い、重要なものについては協議記録を作成すること。協議記録は作成のたびに、内容に関する発注者の承認を得ること。

成果物（実績報告書）の詳細

内容 ： 防鹿柵の仕様を示す資料（防鹿柵メーカー作成のものでも可）
防鹿柵の位置を示す図面（2種の扉の位置を含む）
防鹿柵の設置状況を撮影した写真（設置前・設置中・設置後）
協議記録（必要に応じ）
その他発注者が指示する資料

形式 ： 上記の紙媒体3部（A4 ファイル綴じ）
上記の電子媒体3部（電子データを収納した DVD-R）

提出場所 ： 奈良市教育委員会教育部文化財課

備考 ： 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

著作権等の扱い

（1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受注者から発注者に譲渡されたものとする。

（2）受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（3）成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

（5）納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

その他

（1）受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載がない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

（2）本仕様書の記載内容に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

（ 以 上 ）